第 65 回人口·社会統計部会議事概要

- **1** 日 時 平成 27 年 12 月 18 日 (金) 16:00~19:02
- 2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 白波瀬 佐和子
 - (委員) 嶋﨑 尚子、永瀬 伸子
 - (専門委員) 齋藤 博、松原 由美
 - (審議協力者) 美添 泰人(青山学院大学経営学部プロジェクト教授)、財務省、文部科学省、 農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県
 - (調査実施者) 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課世帯統計室: 中村室長ほか
 - (事 務 局) 内閣府大臣官房統計委員会担当室:伊藤室長、廣瀬調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか
- 4 議 題 「国民生活基礎調査の変更について」
- 5 概要

前回及び前々回の部会審議において整理、報告等が求められた事項、報告を求める事項(残りの事項)の変更及び集計事項の変更について審議が行われた。

その結果、一部の意見を受けて、厚生労働省において再度説明資料を整理し、次回部会において報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

<主な意見>

(1)集計事項の変更について

- ・ 正社員、非正社員、無職など妻の就業状態による世帯年収分布の表章について、末子年齢 が低い場合は、子育てのために妻が無職の世帯が多いが、末子年齢が高くなるにつれ、妻が 無職の場合でも、比較的豊かなため無職の世帯と妻が仕事を見付けられず無職の世帯に分か れる傾向がある。こうした層が混在する点に留意し末子年齢で分けて時系列的な変化を表章 することが有意義である。
- ・ 健康状態と所得や就業等とのクロス集計について、公的統計の結果表として公表すること は困難であるとのことであるが、匿名データで研究者が分析する意義は大きいのではないか と考えている。こうした中で、本調査の匿名データのサンプル数は、所得票では約5万世帯 の報告者に対して約10分の1の約5000世帯であり、健康や家族の介護と所得等の関係を分 析するには少な過ぎるのではないか、匿名データの規模を拡大すべきではないかと考えてい る。

(2) 第Ⅱ期基本計画における指摘事項(所得票及び貯蓄票による調査の標本規模の拡大)への対応状況について

・ 調査方法等の見直しを行わず、単純に都道府県別表章が可能となるよう標本規模を拡大した場合、必要となる予算額は約5億5000万円から約8億2000万円になるとのことであるが、 予算額の増額よりも調査員数を約2000人から約1万1000人に増員しなければならない方が、 標本規模の拡大に当たっての現実的な問題としてあい路となっているのではないか。調査員 の確保について現場の実情はどのようになっているか。

- → 調査員の高齢化が進んでおり、年々調査員の確保が難しくなってきている。仮に予算が 確保できたとしても、本調査の実査をきちんとできる調査員を確保することが非常に難し い状況にある。
- ・ 単純な標本規模の拡大が困難であることはやむを得ないと考えるが、今後も、現状の予算 の範囲内で調査方法等を工夫することにより標本規模を拡大する余地がないか、引き続き検 討してほしい。
- ・ 所得票の対象世帯とそれ以外の世帯に区分し、当該世帯によって2種類の世帯票(ショートフォーム(現行案ベースの調査票)、ロングフォーム(現行案ベースに所得階級の選択肢を設けて所得を把握する調査事項を追加した調査票))を用いて調査することについて、世帯票配布時点では、調査員が準備調査を行って作成する単位区の世帯名簿に基づき厚生労働省が抽出する所得票の対象単位区が確定していないため実施困難としているが、調査員が作成する世帯名簿によらずに最初から厚生労働省が調査対象にする単位区を指定した上で、所得票の対象とする単位区を抽出すれば良いのではないか。調査員の負担軽減にもなるものと考える。
 - → 本調査の調査地区は国勢調査(総務省所管の基幹統計調査)の調査区を用いているが、 国勢調査は5年周期で実施していることから、時間の経過とともに、調査地区内の世帯数が大きく増減することがあるため、準備調査で世帯数を確認の上、単位区を設定する必要がある。
 - → 国勢調査の場合は、調査の直前に調査区内の世帯数に増減があることが分かったとして も、調査区の設定を改めて行っていないことから、本調査についても準備調査によらずに 単位区を設定することを検討してほしい。
 - → 調査実施後に、事後調査として幾つかの都道府県に対しヒアリングを行う機会があることから、準備調査によらずに単位区を設定することが可能なのか意見を聴取し検討することとしたい。
- ・ 国勢調査では、調査区設定に係る業務は調査員でなく地方公共団体が実施している。地方公共団体では、調査実施前に世帯名等の情報を表示してある民間業者作成の地図を調査員に渡すが、そこで調査区設定時にはなかった建物等が見つかった場合には調査員が番号を振るだけといった手順で簡素化を図っている。こういったことを踏まえると、本調査においても、調査員の負担軽減といった点から、単位区設定に係る業務の効率化を図る余地があるものと考える。
- ・ 所得票の調査対象となる単位区の決定・連絡が調査の直前であり、かなりタイトなスケジュールで対応することとなり、調査員の委嘱業務にも影響が出ている。このため、結局、本調査に従来から従事しており、調査を熟知している調査員に再度依頼せざるを得ない状況である。もっと早い時期に所得票の調査単位区が分かれば調査員への依頼等関係業務をスムーズに進めることができると考えている。
- ・ 国勢調査の結果と準備調査の結果を比べることによって、調査地区内の世帯数にどのくらい増減が生じているのかについての確認・把握が可能となるのではないか。その実態を把握・分析した上、調査ルートの一元化を含めた調査業務の効率化を図る観点から、単位区の設定方法について見直しを行う余地はないか検討してほしい。

(3) 前回答申における今後の課題(非標本誤差の縮小等に向けた取組)への対応状況について

- ・ 一般に世帯統計では、世帯属性別に事後層化を行った上で、本調査と同様に推計人口を補助変量とするか、又は国勢調査の世帯類型別世帯数を補助変量として比推定を行っている。 しかしながら、本調査では、単に都道府県別の推計人口のみを補助変量とする比推定を行っており、国勢調査と比べて単身世帯の世帯数に差異が生じているのならば、なぜ世帯属性別の事後層化を行わないのか。
- ・ 「国民生活基礎調査の標本設計・推定手法等に関する研究会」(座長:岩崎学成蹊大学理工学部教授)において、集計値を補正する理論の利用可能性について検討を行なった際に、無回答世帯の補正について、平成19年の本調査結果を平成17年国勢調査結果における世帯構造が似ているといった一定の仮定の下、3通りについて推計し検討を行ったところ、世帯構造別の世帯数は合うが、世帯員の年齢階級別人口が全く合わない等、いずれも有効性は判断できなかったとの結論になっている。
 - → 推定の対象となる変数は複数あり、現在の推計方法と比べて許容できない程度の誤差が 本当に発生しているのか疑問である。
 - → どのような推計結果であったのか、その内容を要約した上で、今後、推計方法の改善に 向けて、どのような対応が可能なのか、資料を作成の上、次回部会で説明してほしい。
- ・ 本調査の標本設計及び推計方法等に係る情報提供の充実を図るため、「国民生活基礎調査 の標本設計・推定手法等に関する研究会」報告書(平成23年3月)についても厚生労働省 のウェブページに掲載する必要がある。
- ・ 若年層の回収率向上策としてウェブを使う調査方法は非常に有効であると考えている。オンライン調査の導入についてどのように考えているのか。
 - → 将来的にはオンライン調査の導入について検討する必要があるものと認識しているが、 現在の調査方法等を前提として、パソコン及びスマートフォンに対応した電子調査票の開 発や提出状況管理システムの構築等、国勢調査と同様のオンライン調査を導入した場合の 経費を見積もったところ、約 19 億円を要する見込みである。このようなことから、調査 ルートの一元化や調査票の大幅な見直し等、調査の抜本的な見直しを行わないと導入は困 難であると考えており、当面は郵送回収の導入による回収率の向上に取り組んでいきたい。
- ・ 調査員調査をベースに、面接不能世帯を対象として郵送回収を導入するとのことであるが、 導入により調査票の記入内容の正確性が失われ、欠測値が多くなるおそれがあることから、 非標本誤差の縮小にどの程度寄与するのか、継続的に検証していくことが必要である。
- ・ 本調査と国勢調査の調査結果において世帯数に差異が生じていることについて、国勢調査 がいわば母集団情報であることから、国勢調査結果の情報を十分に活用し積極的にその原因 を検証・分析することが必要である。

(4)報告を求める事項の変更(教育(15歳以上の者のみ))について

- ・ 調査の際に、報告者から特別支援教育に係る調査事項を設けている趣旨について質問があると考えられる。このため、調査員は報告者に対しどのように説明すれば良いのかといった説明資料を作成するとともに、事前に調査員に対し本調査事項の意義等について十分周知しておく必要があるのではないか。
 - → 障害者の実態について、これだけ大規模に把握する調査は初めてであり意義のあるもの と考えるが、報告者に十分に配慮した上で調査を行うためにも、調査員への指導、説明等 をしっかり行うことが必要である。

(5) 前回答申における今後の課題(就業・雇用形態の区分に関する用語・概念の見直し)への対応状況について

・ 本調査は世帯を対象としているため、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)の適用範囲外であるものの、可能な限り同ガイドラインと整合した対応を行うことが必要であることから、引き続き検討してほしい。

6 次回予定

次回部会は、平成 27 年 12 月 28 日 (月) 13 時から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。